

名称:「端面加工装置」事件

審決取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成 25 年(行ケ)10328 号 判決日:平成 26 年 5 月 15 日

判決:請求棄却(審決維持)

特許法第 29 条第 2 項

キーワード:進歩性、引用発明の認定、相違点の認定、相違点の判断、動機付け

[概要]

原告は、発明の名称を「端面加工装置」とする被告の特許について無効審判を請求したところ、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、その取消しを求めた。

[裁判所の判断]

・甲 1 発明と本件特許発明との相違点の認定

- ① 切断ないし破断したボルトが、本件特許発明では「トルシアボルト」であるのに対して、甲 1 発明では「切断したボルト 9」である点
- ② 省略
- ③ 本件特許発明の装置は金属粉収集機構を有しているのに対して、甲 1 発明の装置は金属粉収集機構を備えていない点

・相違点①に対する判断

証拠によれば、トルシアボルトは周知なものであると認められる。しかし、甲 1 発明は、加工の対象を眼鏡に用いられるボルトとするものである。これに対し、トルシアボルトは、鋼構造建築物の構築に用いられるものであり、その用途は甲 1 発明とは大きく異なっている。そうすると、甲 1 発明におけるボルトに代えてトルシアボルトとすることを当業者において容易に想到することができるものとは解されない。

甲 1 発明のねじ部装着具 6 が本件特許発明のナットに相当するとした場合、甲 1 発明の切断したボルト 9 に代えてトルシアボルトを適用するならば、面取り加工においてねじ部装着具 6 で固定する際、ねじ部装着具 6 によりピンテールを破断しかつ面取りを行えることを前提としたとしても、その締め付け力を所定値に規制することはできるものの、面取り加工の後にねじ部装着具 6 を取り外して別途のナットで固定する際には、ピンテールは既に破断済みであるため、その締め付け力を所定値に規制することはできない。この観点からみても、甲 1 発明における切断したボルト 9 に代えてトルシアボルトを適用する動機付けがあるとは認められない。

・相違点③に対する判断

甲 1 発明は、面取りするボルトのねじ部をねじ部装着具 6 のねじ孔 6 4 に螺合して挿入穴部 6 2 内に突出させ、挿入穴部に挿入した面取り加工具 7 の先端部 7 2 に形成された面取り部 7 3 で面取りを行うものであるから、面取りにより生じた金属粉はねじ部装着具 6 の外には飛散しない。そうすると、甲 1 発明においては切削等により生じる金属粉が周囲に飛散することを防止するという課題が見いだせないから、甲 2 公報に記載された円筒状のカバーを組み合わせる動機付けが存在するとみることはできない。

[コメント]

相違点に係る構成は周知ないし公知と認められたが、主引例(甲 1 発明)の用途や構成などから、それら相違点に係る構成を適用する動機付けが見出されないと判断された。進歩性の判断において、動機付けの有無を検討するうえで参考になる。